

2020年2月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

中途付加日・保障内容変更日・更新日が2020年4月1日となる特約につきましては、特約条項等の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、ザ・ベクトル「ご契約のしおりー約款（更新・保障見直し用）」（2019年10月作成）および保険証券とあわせて保管下さい。

大樹生命保険株式会社

日本生命グループ

ザ・ベクトル<更新・保障見直し用>

- (1) ご契約のしおりの「<参考>疾病障害状態の例」「2. 耳の障害 * デシベル」に記載の「日本工業規格」を「日本産業規格」に読み替えます。(98ページ)
- (2) 終身保険特約の第14条(定期保険特約からこの特約への変更)第③項のうち一部を次のとおりとします。
- 〈i〉第(3)号を次のとおりとします。(146ページ)

- (3) この特約に保険料払込免除特約が付加されていない場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第9条(中途付加の無効)第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。
- (ア) 被保険者がこの特約の締結にあたっての責任開始時前の原因により障害状態(主約款の別表3)になったため、この特約の保険料の払込が免除されないとき
- (イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき

- 〈ii〉第(4)号を次のとおりとします。(146ページ)

- (4) この特約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)から(エ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第9条(中途付加の無効)第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。
- (ア) 被保険者がこの特約の締結にあたっての責任開始時前の原因により障害状態(主約款の別表3)になったため、この特約の保険料の払込が免除されないとき。ただし、給付特約総則特約第5条(給付特約保険料の払込免除)第⑤項の規定により、その原因が責任開始時以後に生じたものとみなされる場合を除きます。
- (イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき
- (ウ) この特約の締結にあたっての責任開始時に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由に該当したとき。ただし、この特約の締結の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。
- (エ) 被保険者が、この特約(保険料一時払の特約を除きます。)の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき

〈3〉 介護保障終身保険特約の第14条（介護保障定期保険特約からこの特約への変更）第③項のうち一部を次のとおりとします。

〈 i 〉 第(3)号を次のとおりとします。（271ページ）

(3) この特約に保険料払込免除特約が付加されていない場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第9条第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

(ア) この特約の締結にあたっての責任開始時に原因が生じていたことにより、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき

(イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき

〈 ii 〉 第(4)号を次のとおりとします。（271ページ）

(4) この特約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)から(エ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第9条第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

(ア) この特約の締結にあたっての責任開始時に原因が生じていたこと（給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定により、その原因が責任開始時以後に生じたものとみなされる場合を除きます。）により、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき

(イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき

(ウ) この特約の締結にあたっての責任開始時に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由（介護保険金の支払事由を除きます。）に該当したとき。ただし、この特約の締結の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。

(エ) 被保険者が、この特約（保険料一時払の特約を除きます。）の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき

〈4〉 疾病障害保障終身保険特約の第14条（疾病障害保障定期保険特約からこの特約への変更）第③項のうち一部を次のとおりとします。

〈 i 〉 第(3)号を次のとおりとします。（283ページ）

(3) この特約に保険料払込免除特約が付加されていない場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第9条第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

(ア) この特約の締結にあたっての責任開始時に原因が生じていたことにより、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき

(イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき

〈 ii 〉 第(4)号を次のとおりとします。（283ページ）

(4) この特約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)から(エ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第9条第①項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

(ア) この特約の締結にあたっての責任開始時に原因が生じていたこと（給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定により、その原因が責任開始時以後に生じたものとみなされる場合を除きます。）により、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき

(イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき

(ウ) この特約の締結にあたっての責任開始時に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由（疾病障害保険金の支払事由を除きます。）に該当したとき。ただし、この特約の締結の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。

(エ) 被保険者が、この特約（保険料一時払の特約を除きます。）の締結にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき

〈5〉 特定疾病保障終身保険特約の第14条（特定疾病保障定期保険特約からこの特約への変更）第③項のうち一部を次のとおりとします。

〈i〉 第(3)号を次のとおりとします。（295ページ）

(3) この特約に保険料払込免除特約が付加されていない場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)または(イ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第9条第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

(ア) この特約の締結にあたっての責任開始時に原因が生じていたことにより、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき

(イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき

〈ii〉 第(4)号を次のとおりとします。（295ページ）

(4) この特約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、この特約の保険料払込期間中にこの特約について次の(ア)から(ウ)のいずれかの事由が生じたときには、会社は、中途付加条項第9条第①項第(2)号および第(3)号の規定にかかわらず、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

(ア) この特約の締結にあたっての責任開始時に原因が生じていたこと（給付特約総則特約第5条（給付特約保険料の払込免除）第⑤項の規定により、その原因が責任開始時以後に生じたものとみなされる場合を除きます。）により、この特約の保険料払込免除の事由に該当しないとき

(イ) この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたとき

(ウ) この特約の締結にあたっての責任開始時に生じた原因により、保険料払込免除特約の特約条項の規定による保険料払込免除の事由（特定疾病保険金の支払事由を除きます。）に該当したとき。ただし、この特約の締結の際、その原因について会社が知っていた場合または契約者もしくは被保険者が認識もしくは自覚していなかった場合を除きます。

〈6〉 総合障害終身保険特約の第13条（総合障害定期保険特約からこの特約への変更）第③項第(3)号を次のとおりとします。（311ページ）

(3) この特約の保険料払込期間中に、この特約の締結の際に被保険者の年齢に誤りがあり、この特約が無効とされ、または取り消されたときには、会社は、契約者からの申出によって、この特約への変更は行われなかったものとして取り扱います。

〈7〉 傷害特約の別表1「障害給付金」の備考5.(1)を次のとおりとします。（333ページ）

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

- 〈8〉健康体料率特約（特約用）の第12条（年齢または性別の誤りの処理）を次のとおりとします。（674ページ）

第12条（年齢または性別の誤りの処理）

保険契約の申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、それに表示された申込画面を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合で、実際の年齢または性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、主特約の保険料を改め、その差額を精算します。ただし、主特約の保険金または生活保障年金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には払いもどし金は保険金または生活保障年金とともに支払い、不足額がある場合には保険金または生活保障年金から控除します。

- 〈9〉保障内容変更特約の第14条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(4)号の次に第(5)号として次の規定を加えます。（681ページ）

(5) 変更後特約のうちいずれかの特約が主約款に定める年齢または性別の誤りの処理の規定により取り消されるとき

- 〈10〉疾病障害保障終身保険特約の別表1、疾病障害保障定期保険特約の別表1、総合障害生活保障特約の別表2、総合障害定期保険特約の別表2、総合障害終身保険特約の別表2および保険料払込免除特約の別表2の「対象となる疾病障害状態」の備考2.(1)を次のとおりとします。（704ページ）

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>